

議案第 3 3 号

専決処分の承認を求めることについて

(令和 6 年度向日市後期高齢者医療特別会計補正予算

(第 2 号))

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分（令和 6 年度向日市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号））したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 2 1 日提出

向日市長 安 田 守

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定
により、次のとおり専決処分する。

令和6年度向日市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年3月31日

向日市長 安 田 守

令和6年度向日市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和6年度向日市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,797千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,135,869千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月31日

向日市長 安 田 守

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		213,224	1,797	215,021
	1 一般会計繰入金	213,224	1,797	215,021
補正されなかった款に係る額		920,848		920,848
歳入合計		1,134,072	1,797	1,135,869

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,118,705	1,797	1,120,502
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,118,705	1,797	1,120,502
補正されなかった款に係る額		15,367		15,367
歳出合計		1,134,072	1,797	1,135,869

令和6年度 向日市後期高齢者医療特別会計補正予算

(第 2 号)

事 項 別 明 細 書

歳入

(款) 3 繰入金

215,021

(項) 1 一般会計繰入金

215,021

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	213,224	1,797	215,021	2 保険基盤安定繰入金	1,797	保険基盤安定繰入金 1,797
計	213,224	1,797	215,021			

歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金 1,120,502 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金 1,120,502 (単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国府支出金	地方債	その他				
1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,118,705	1,797	1,120,502				1,797	18 負担金、補助及び交付金	1,797	1 後期高齢者医療広域連合納付金 18 諸負担金
計	1,118,705	1,797	1,120,502				1,797			特定財源内訳 保険基盤安定繰入金